

平成23年度第10回定例会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成23年10月3日(月) 午前9時
場 所 八王子市役所 8階 803会議室

第 1 0 回定例会議事日程

1 日 時 平成 2 3 年 1 0 月 3 日 (月) 午前 9 時

2 場 所 八王子市役所 8 階 8 0 3 会議室

3 会議に付すべき事件

第 1 八王子市教育委員会委員長選挙

第 2 八王子市教育委員会委員長職務代理者の指定

第 3 第 2 7 号議案 八王子市教育委員会認定指導教員の認定について

第 4 第 2 8 号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
設定について

第 5 第 2 9 号議案 八王子市スポーツ振興審議会条例施行規則の一部を改正す
る規則設定について

第 6 第 3 0 号議案 八王子市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則
設定について

第 7 第 3 1 号議案 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の設定依頼について

第 8 第 3 2 号議案 八王子市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の
設定依頼について

4 協議事項

八王子市立七国小学校の児童数増加に係る対応策について

5 報告事項

節電対策に伴う生涯学習施設の 1 0 月以降の休館日及び開館時間の変更につい
て (口頭) (生涯学習スポーツ部)

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委員 長	（1番）	小田原	榮
委員	（2番）	和田	孝
委員	（3番）	川上	剋美
委員	（4番）	金山	滋美
教育 長	（5番）	石川	和昭

教育委員会事務局

教育 長（再掲）		石川	和昭
学校 教育部 長		坂倉	仁
学校教育部指導担当部長		佐島	規
教育 総務 課 長		穴井	由美子
学校 教育部 主幹 （企画調整担当）		平塚	裕之
施設 整備 課 長		矢光	克彦
学 事 課 長		海野	千細
学校 教育部 主幹 （保健給食担当）		山野井	寛之
指 導 課 長		廣瀬	和宏
指導課統括指導主事 （特別支援教育・ 教育センター担当）		藏重	佳治
指導課統括指導主事 （企画調整担当）		所	夏目
指導課統括指導主事 （教育施策担当）		山下	久也
指導課前任指導主事		木下	雅雄
生涯学習スポーツ部長		榎本	茂保
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当）		望月	正人
生涯学習総務課長		宮木	高一
スポーツ振興課長		小山	等
生涯学習スポーツ部主幹 （スポーツ施設担当）		遠藤	幸保

国体推進室主幹	富貴澤 繁 幸
国体推進室主幹	高橋 利 光
学習支援課長	小松 正 照
文化財課長	田島 巨 樹
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	中村 照 雄
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	田中 明 美
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	玉木 伸 彦
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	齋藤 和 仁
スポーツ振興課主査	佐藤 久 幸

事務局職員出席者

教育総務課主査	遠藤 徹 也
教育総務課主任	久保 陽 子
教育総務課主任	最上 和 人

【午前9時00分開会】

川上委員長職務代理者 大変お待たせしました。本日の委員の出席は5名でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより、平成23年度第10回定例会を開催いたします。

川上委員長職務代理者 電力不足が心配されている中、本市では15%の電力削減を継続しております。照明は一部消灯とさせていただいておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

本日の会議の議事については、小田原榮前委員長の委員長としての任期が、本年9月30日をもって満了となりましたので、私、3番、川上剋美が委員長職務代理者として、進行いたします。

なお、本年9月末で任期満了となりました水崎知代委員の後任の委員といたしまして、金山滋美氏が、過日、市議会の同意を得て、市長から教育委員の任命を受けましたので、御報告申し上げます。

議席番号につきましては、「八王子市教育委員会会議規則」第5条第2項により、前任者の議席番号となりますので、4番となります。

それでは、新たに教育委員に就任されました金山委員からごあいさつをいただきたいと思っております。お願いいたします。

金山委員 本日より参加させていただくことになりました金山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今の時代は、公と私がすごく変化している時代だと思っております。ですから、私もその間のところで何かお役に立てればという気持ちで参りました。

また今年は大きな事件もありまして、暗くなりがちですけれども、とりあえず明るく前向きに私は参加させていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただ、いろいろ申しまして、力不足、知識不足ということは本当に否めないと思っておりますので、申し訳ございませんが、よろしく御指導のほどをお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

川上委員長職務代理者 ありがとうございます。

川上委員長職務代理者 それでは日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、4番、金山滋美委員を指名いたします。

なお、議事日程中、第27号議案については、審議内容が個人情報に及ぶため、また協議事項については、未だ意思形成過程のため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

川上委員長職務代理者 御異議ないものと認めます。

川上委員長職務代理者 それでは、それ以外の日程について、進行いたします。

日程第1、八王子市教育委員会委員長選挙を行います。

本件は、本年9月30日をもって委員長の任期が満了となりましたので、ここで委員長選挙を行うものです。

選任の方法については、八王子市教育委員会会議規則第6条の規定により、単記無記名投票とし、有効投票最多数を得た者を当選者といたします。ただし、最多数を得た者が2人以上あるときは、これらの者について投票することといたします。

それでは、事務局は投票用紙を配布願います。

〔投票用紙配布〕

川上委員長職務代理者 投票用紙を集めてください。

川上委員長職務代理者 委員長選挙の結果を報告いたします。

小田原委員4票、川上1票となりました。

よって、1番、小田原榮委員が委員長に当選されました。

委員長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項の規定により1年とされておりますので、平成23年10月3日から平成24年10月2日までとなります。

それでは委員長、ごあいさつをお願いいたします。

小田原委員長 今、選挙の結果をいただきましたけれども、先ほど金山委員がごあいさつされましたように、新しい出発に当たって、新しい委員長で出発したほうがいいかなという気が多分にするのですけれども、また、再選されたということですので、1年間よろしくお願ひしたいと思います。

議会の話在先ほども伺ったのですが、このところ議会あるいは報道のほうで、八王子市の教育委員会も注目されるようなことが多々、このところありましたので、気持ちを

新たにして、お互いに緊張関係を持ちながら、教育の施策をさらに一段と進めていかなければならないと思います。どうぞよろしく願いいたします。

川上委員長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、委員長に議事進行をお願い申し上げます。

小田原委員長 それでは、改めまして、よろしく願いいたします。

引き続き会議を進行することにいたします。

次に日程第2でございます。八王子市教育委員会委員長職務代理者の指定を行います。

指定の方法につきましては、八王子市教育委員会会議規則第7条の規定により、委員長選挙の方法を準用いたしますので、単記無記名投票といたします。

それでは、事務局は投票用紙を配布願います。

〔投票用紙配布〕

小田原委員長 投票用紙を集めてください。

それでは結果を御報告申し上げます。

川上委員が3票、和田委員が2票でございます。

よって、3番、川上委員を委員長職務代理者として指定いたします。

それではごあいさつをお願いいたします。

川上委員長職務代理者 また職務代理者ということになりましたけれども、職務代理は出番が少ない方がよろしいと私は常々思っています。

組織というものは、代理が出ていかないということが一番健全な組織ではないかと。

ただ、その組織を、委員長をサポートするその力は、これからも一生懸命させていただきたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

小田原委員長 どうもありがとうございました。

小田原委員長 それでは、改めまして、日程に従い進行することにいたします。

日程第4、第28号議案から、日程第8、32号議案までの5議案につきましては、相互に関連いたしますので、一括議題に供したいと思いを。

各案について、スポーツ振興課から御説明願います。

小山スポーツ振興課長 それでは、第28号議案から第32号議案について御説明をいたします。

50年ぶりにスポーツ振興法がスポーツ基本法に全面改正されたことに伴いまして、文言の規定等を行うものでございます。

詳細については、スポーツ振興課佐藤主査から説明いたします。

佐藤スポーツ振興課主査　それでは、第28号議案から第32号議案まで、一括して説明いたします。

これまでのスポーツ振興法が、50年ぶりに全部改正され、スポーツ基本法が平成23年8月24日に施行されました。

このことに伴い、法に基づく市の非常勤特別職の職員の名称などが変更されましたので、関連する条例及び規則を改正するものです。

まず、第28号議案「八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の設定について」ですが、今回、名称が変更となりますのは、スポーツ振興審議会及び体育指導委員でございます。それぞれスポーツ推進審議会及びスポーツ推進委員として、規則第13条のスポーツ振興課の分掌事務の該当する箇所を改正するものです。

次に、第29号議案「八王子市スポーツ振興審議会条例施行規則の一部を改正する規則設定について」ですが、規則の名称を八王子市スポーツ推進審議会条例施行規則とし、第1条で本規則に基づく条例を、八王子市スポーツ推進審議会条例に改めるほか、審議会の名称を改正するものです。

続きまして、第30号議案「八王子市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則設定について」ですが、規則の名称を八王子市スポーツ推進委員に関する規則とし、第1条で本規則に基づく法律を、スポーツ基本法に改めるほか、第1条から第6条にございます委員の名称を、スポーツ推進委員に改めております。

また、第2条のスポーツ推進委員の職務について、法で新たにスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整という役割が付加されたことから、第1項にスポーツ基本法第32条に規定するものという条文を加えたほか、法と重複しています、改正前の第2条第1号及び第5号の職務を削除しております。

また改正前の第2条では、住民のスポーツレクリエーションの振興と記述しておりましたが、振興を推進に改めております。

続きまして第31号議案、第32号議案ですがこちらにつきましては、条例の改正となりますので、スポーツ基本法の内容を反映して市長に改正を依頼するものです。

まず、第31号議案「非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例の設定依頼について」ですが、条例の別表にございますスポーツ振興審議会委員及び体育指導委員について、法改正後の名称であるスポーツ推進審議会委員及びスポーツ推進委員に改めるよう依頼するものです。

最後に第32号議案「八王子市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例設定について」ですが、条例の名称を八王子市スポーツ推進審議会条例に改め、第1条で条例が基づく法の名称と条文をスポーツ基本法第31条に、審議会の名称を八王子市スポーツ推進審議会にそれぞれ改めるよう依頼するものです。

また、第2条の所掌事項につきましては、法の名称と対応している条文の番号を法改正後のものへと改めるよう依頼しますが、所掌事務の内容については変更はございません。

また、第2条第5号で前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関することとしていたものを、スポーツの推進とするよう依頼します。

なお施行期日につきましては、すべての議案について公布日から施行するものとしております。説明は以上です。

小田原委員長 スポーツ振興課からの説明は終わりました。

各案につきまして、御質疑、御意見ございましたら、お願いいたします。

第30号議案の第2条については、改正後と改正前、少し違うのだけれども、よろしいですか。

つまり、(1)のところ右側改正前の下線がある部分は、(1)は略でいいのですか。

小山スポーツ振興課長 改正前の規則の第1号につきましては、改正後は、第2条第1項の中で法に規定するもののほかという文言を新たにつけ加えておりまして、(1)は法で規定しているものでございますので、削除するものです。

小田原委員長 括弧の下の数字の下が下線でなっているということですか。

そうすると、(4)のところ(5)を変更した形になるわけですか。住民のスポーツレクリエーション振興の部分が、スポーツの推進と変わったわけですか。

第2条のところの条文の部分で、住民のスポーツレクリエーションの推進となっているのだけれども、ここはレクリエーションが入っても構わないのですか。

小山スポーツ振興課長 第2条第1項では、法に規定するもののほか、住民のスポーツレクリエーションの推進に關与しということ、全体でうたっておりますが、各項に法に規定していないものを規則でうたっております、第4号におきまして、そのほかとい

うことで改めてうたったものでございます。

小田原委員長 スポーツ振興課は、スポーツ推進課にしなくていいのですか。

小山スポーツ振興課長 組織の名称につきましては、経営監理室が所管になっておりまして、今後そこを変更するかしないかについては、話を詰めていくような状況でございます。

小田原委員長 私の希望としては、組織の名称変更の話は今後出していただきたいと思うのですけれども、それは全体の市政の話と絡んでまいりますので、話題として提供するだけにとどめておきます。

それでは、今御提案の第28号議案から第32号議案まで、御質問、御異議ないようでしたら、お諮りいたしますけれども、よろしゅうございますか。

それではお諮りいたします。今、一括提案されております第28号議案から第32号議案までにつきましては、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

小田原委員長 続いて、報告事項となります。

生涯学習スポーツ部から、御報告願います。

宮木生涯学習総務課長 それでは、節電対策に伴う生涯学習施設の10月以降の休館日及び開館時間の変更について、口頭にて御報告申し上げます。

9月まで生涯学習スポーツ部所管の施設は、本市東日本大震災対策本部の方針に基づき、節電対策として、計画休館や一部施設の夜間使用中止の対応をしてきました。また9月7日の定例会におきまして、10月以降も本市東日本大震災対策本部会議の決定に基づき、節電対策による計画休館等を継続するとの報告をいたしました。

その後、市民や生涯学習関係団体、市議会議員等から多くの開館要望が寄せられましたことを踏まえ、9月28日の会議で、10月以降の節電対策を緩和する決定がなされました。当部所管施設につきましても、ほぼ節電対策前の対応に戻すことにいたしました。

なお、今後も各施設気を緩めることなく、利用者にも御理解をいただき、日々節電対策に取り組んでまいります。報告は以上です。

小田原委員長 生涯学習スポーツ部の報告は終わりました。

本件につきまして、御質疑、御意見ございませんか。

和田委員 市民の方を含めて、いろいろな意見があったと言うのですが、幾つか紹介してもらえませんか。

宮木生涯学習総務課長 特に計画休館は曜日が固定しておりましたので、例えば、金曜日休館の甲の原体育館ですと、金曜日しかできない団体の方から、不公平ではないかということもありましたし、夜間の閉館もかなりやっていたので、勤労者の方は夜間しか利用できないという声がありました。

川上委員 それが緩和されたということの広報、周知というのはどのようにされましたか。

宮木生涯学習総務課長 市のホームページで一斉に現在周知しておりまして、そのほか事後になりますけれども広報10月15日号で、御報告を掲載します。

小田原委員長 そのほかいかがですか。

特にないようでございますので、生涯学習スポーツ部からの報告は以上ということで終わります。

そのほかに何か報告することはございますか。

坂倉学校教育部長 今回の報告に関連してですが、東日本大震災対策本部会議の段階では、生涯学習スポーツ部施設の一部開放については決定しまして、学校教育部の所管として小中学校の体育館については、学校自体が節電の努力をする範囲が狭いこと、それから、市に与える影響が100%と大きいこと、また、体育館を開けることによって一定の市民要望にこたえることができることから、開放については、この場では緩めない形で御了承いただいたところです。その際に、当初思ったよりも開放しても節電の効果が保てる、具体的に言いますとまだ20%の削減目標を超えていた形がありまして、改めて私のほうで、学校に対する声もかなり大きいものがございましたので、学校だけの努力は少し下がってしまうけれども、全体の中で見た中で、今の節減努力を少し緩めさせてもらっていいかということをご個別に御相談申し上げまして、現在、学校の体育館については隔週開館、いわゆる月のうちの半分を閉めていたのですが、月のうちの1回だけ閉めるような形で御了承いただきました。したがって、本部会議決定以降になりますけれども、学校の体育館についても、今までよりは少し緩く、広く開放していく形になります。また、夜間の学校の校庭についても、緩めた形で開放していくことになりましたので、ご報告いたします。

小田原委員長 学校施設の開放を進めていく、元に戻していくということですね。完全に

はないけれども。影響が大きいという話だったけれども、大きいのですか。

坂倉学校教育部長　　今、大きく節電の柱になっているのが、本部会議の話では、本庁舎が大体全体の3.2%、それから学校の体育館開放も3.2%、あとそれから、道路照明と公園の照明、この辺がやはり3%台でした。その辺がかなり、全部みんなやってしまうと1.4くらいになりますので、そういう意味では比較的影響があります。やはりどうしても、個々ではそんなに多くなくても、107校ありますので、どうしてもその辺は影響はかなり大きいということです。

小田原委員長　　パーセンテージは下がるけれども、世の中が明るくなれば結構だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員の皆さんで、何か御報告ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　　特にないようでございますので、公開の審議は以上で終わりといたします。

ここで、暫時休憩といたしまして、35分から開会ということでよろしゅうございませうか。

それではよろしくお願ひいたします。休憩後は、非公開となりますので、傍聴の方は御退室願ひます。

〔午前9時28分休憩〕